

議案第10号

八幡浜市通学費補助金交付条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和8年2月24日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市通学費補助金交付条例の一部を改正する条例

八幡浜市通学費補助金交付条例（平成17年条例第89号）の一部を次のよう
に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で
示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
学校	区域	学校	区域
(略)		(略)	
<u>八幡浜南小 学校</u>	(略)	<u>神山小学校</u>	(略)
(略)		(略)	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の八幡浜市通学費補助金交付条例の規定は、この条
例の施行の日以後の通学費に係る補助金について適用し、同日前の通学費に
係る補助金については、なお従前の例による。

提案理由

令和8年4月1日から、神山小学校、川上小学校及び双岩小学校を統合し、
八幡浜南小学校を新設することに伴い、所要の改正を行うため。

